

5 国有林野と一体として整備及び保全を行うことが相当と認められる民有林野の整備及び保全

国有林野に隣接・介在する民有林野の中には、森林所有者等による間伐等の施業が十分に行われず、国土の保全等国有林野が発揮している公益的機能に悪影響を及ぼしたり、民有林野における外来樹種の繁茂が国有林野で実施する駆除の効果の確保に支障となる場合があります。

このような場合において、「公益的機能維持増進協定制度^{*}」により、森林管理局長が森林所有者等と協定を締結し、国有林野と一体的に民有林野の整備及び保全を進めています。

本制度の活用により、令和5年3月末までに20か所で協定を締結し、国有林野の有する公益的機能の維持増進を図るための間伐等の実施、世界自然遺産地域における生物多様性保全に向けた外来樹種の駆除等に取り組んできました。



公益的機能維持増進協定制度

https://www.rinya.maff.go.jp/j/kokuyu_rinya/kokumin_mori/ryuiki/index.html#2

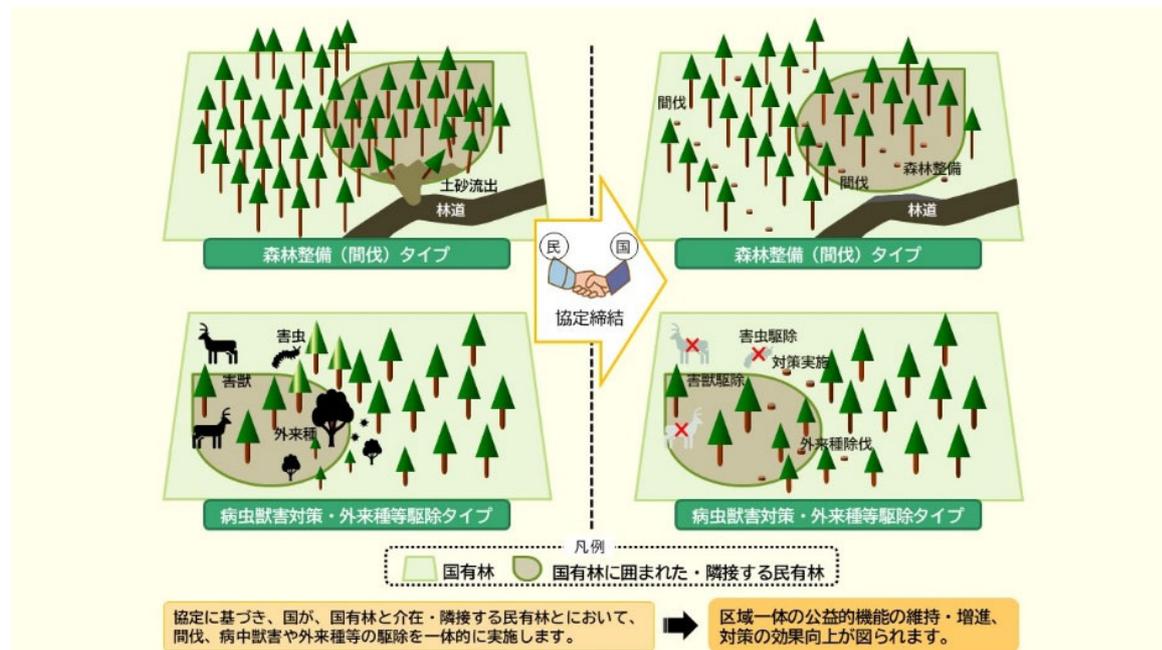
表－22 公益的機能維持増進協定の締結状況

概要	森林管理局	協定区域の管轄署等	協定数	協定面積
間伐等の森林整備の実施	関東	天竜森林管理署	1	18ha
		塩那森林管理署	1	24ha
		日光森林管理署	2	157ha
		茨城森林管理署	2	65ha
	九州	北薩森林管理署	1	21ha
合計			7	286ha

注：1 令和5年3月末現在の数値である。

2 計の不一致は、四捨五入による。

図－１０ 公益的機能維持増進協定制度のイメージ



事例 23 浜松市における公益的機能維持増進協定に基づく森林整備（関東森林管理局 天竜森林管理署）



- ・静岡県浜松市（はままつし）
- ・施業後の林内の様子（令和5年1月）

天竜森林管理署管内の国有林に囲まれた私有林において、間伐の遅れから林内が暗くなり、下層植生の衰退による公益的機能の低下が懸念されていました。

そのため、関東森林管理局では、山地災害の防止や水源

の涵養等の森林の有する公益的機能の維持増進を図るため、平成30年度に私有林所有者と公益的機能維持増進協定を締結し、間伐を実施しました。間伐を実施したことにより、林内の光環境が改善され、令和4年度の林内巡視では、草本類が生育していることと、表土の流出や侵食が見られないことを確認しています。